

年末調整や確定申告に添付する

# 社会保険料控除証明書

国民年金保険料などの社会保険料は、納付した全額が所得税や市県民税の社会保険料控除の対象になります。

## 控除を受けるには

年末調整や確定申告をするときに、10月下旬に日本年金機構から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を申告書に添付して、国民年金保険料額を申告してください。

## 証明書の内容は

令和5年1月1日～10月2日までに納付した国民年金保険料額(追納分を含む)と、年内に納付が見込まれる国民年金保険料額です。

## 年の途中から国民年金に加入した人の証明書は

10月3日～12月31日に今年最初の国民年金保険料を納付する

人には、令和6年2月上旬に証明書が届きます。

## 納付忘れは年内に

年内に納付すれば、令和5年分の控除対象になります。領収書を添えて申告してください。

## 家族の国民年金保険料を納付した場合は

納付した人の所得税から社会保険料控除として差し引くことができます。年末調整や確定申告のときに、自分の社会保険料の額と合算して申告してください。家族の分の証明書も一緒に添付する必要があります。

## 電子版の控除証明書

e-Taxで利用できる電子

証明書は、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインして、電子送付希望の登録をした人に届きます。電子送付を希望した人には、郵送では届きません。

## ねんきん加入者ダイヤル

電話番号/0570・003・004 ※050から始まる電話からは☎03・6630・2525。

受付時間/平日:午前8時30分～午後7時、第2土曜日:午前9時30分～午後4時 ※祝日、年末年始を除く。

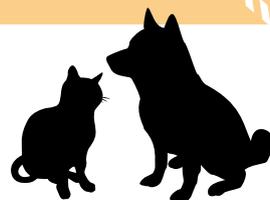
## 問い合わせ先

佐原年金事務所

☎0478・54・1442

## 11月は動物による危害防止対策強化月間

# 動物は正しく飼いましょう



令和4年度は、人が犬にかまれる事故が県内で177件発生しました。次のことに注意して、動物による事故などを防止しましょう。

- 犬の放し飼いは禁止です。犬の散歩は制御できる人が、短い引き綱で行ってください。犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出て、かんだ犬に狂犬病の疑いがないか、獣医師の検診を受けてください。
- 狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務なので、必ず行ってください。
- 猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声による周辺への被害を防ぎ、感染症などの危険から猫や人を守ることができます。
- 地域猫活動などで、屋外にいる飼い主のいない猫の世話

をするときは、過度のふれあいは避け、かまれたり、ひっかかれたりしないように注意してください。

- 迷子札やマイクロチップをつけて、首輪などに連絡先を記入してください。
- 動物を飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を開催しています。動物愛護やしつけ方、動物由来の感染症などについて、講師を派遣することもできるので、問い合わせてください。

## 問い合わせ先

海匠保健所(☎0479-22-0206)、八日市場地域保健センター(☎0479-72-1281)、千葉県動物愛護センター(☎0476-93-5711)